



## 第 99号

野々山 宏  
KCCN 理事長  
弁護士

### コロナ禍のもとでの立法運動の課題

令和4年5月25日に、消費者契約法および消費者裁判手続特例法の改正法が成立しました。消費者裁判手続特例法は、①慰謝料の対象への追加、②一段階目の和解の機会の拡大、③事業者の個別通知義務など被害消費者への情報提供方法の充実、④特定適格消費者団体への支援法人制度の導入など、大きく前進したと評価できます。

一方で、第3次改正となった消費者契約法は、①契約の取消権を3つ追加、②免責の範囲が不明確な条項（サルベージ条項の一部）の無効、③事業者の努力義務の拡充をし、契約勧誘だけでなく契約途中や解約時の努力義務を明示したこと、一部ではあるがサルベージ条項に対応したことなど前進と評価できるところもありますが、わずかであり、全体としては以下の点で、きわめて不十分な改正に終わっています。

まず、消費者の判断能力不足や心理状態につけ込む勧誘など超高齢化社会の進展や成年年齢引き下げによって生じる被害に対応する規定が不十分で、社会の要請や第2次改正の国会附帯決議にできていません。また、1年9ヶ月をかけて議論した「消費者契約に関する検討会」（以下、「検討会」といいます。）の報告書で検討した内容から多くの点で乖離しています。

さらに、規定された取消権は、極めて限定した場面について厳格な要件を設けています。民法と業法の間で、日々変化する取引に対応できる取引の行動基準となる消費者契約法の役割を変質させるものです。

消費者契約法第1次改正、第2次改正と比べて第3次改正が残念な結果となった原因は、元々それまで解決できなかった困難な論点の対象であったこともあります。また、コロナ禍のもとでの立法運動の難しさがありました。

コロナ禍では集合しての検討ができません。そこで、KCCNも会員となっている「消費者契約法の改正を実現する連絡会」（以下、「実現連絡会」といいます。）ではWEBを使った例会を開催して、検討会の議論をフォローしてきました。例会には毎回全国から30名ほどの参加がありました。ZOOMのウェビナーを活用したシンポジウムも開催して、200名近い参加がありました。これらは、従来の取り組みでは見られなかった広がりでした。

一方で、全国で勉強会やシンポジウムの開催が広がりを欠きました。集合しての検討ができないこと、移動が制限されたことの結果です。また、国会議員への個別の働きかけは、東京への移動がままならず、東京の全国消団連の皆さんに頼らざるを得ませんでした。従前であれば、日弁連の会議が東京であるので、その機会に全国から集まった弁護士が手分けして議員周りをしましたが、それもできませんでした。

（次のページへつづく）

わずかに京都では地元選出議員に京都で働きかけたり、京都から **WEB** で東京にいる議員にレクチャーすることができた程度でした。院内集会も重要な活動ですが、これも実施できませんでした。

これらのことから、消費者契約法第3次改正では消費者全体の運動としての盛り上がり議員の皆さんに伝わりにくかったと思われます。日弁連も独自の国会議員への取り組みが十分にできていませんでした。

今後コロナ禍や行動規制がどのようになっていくかは不明ですが、今回の改正運動を踏まえて、いくつかの課題と取り組みの改善が必要です。

第1に、検討会等の議論をフォローしていくチャンネルが少なかった課題があります。実現連絡会と全国消団連以外に発信する団体が見当たらず、実現連絡会の発信方法も、メーリングリストだけで、**SNS** やホームページの活用ができずアナログだったと反省しています。記者の方からもホームページはどこにあるのかとの問い合わせがありました。ただ、**WEB** に強く、発信をまめにできる人材が必要です。少なくとも私では無理です。

第2に、シンポや勉強会は、**WEB** を活用すれば従来よりやりやすいので、もっと開催数を増やすよう取り組む必要があります。できれば、会場参加を含めたハイブリッド方式がよいでしょう。

第3に、国会議員への働きかけは、移動が難しいのであれば、できるだけ地元にいるときに働きかけることを計画的に行う必要があります。働きかけるためのポンチ絵などのツールも早めに準備していく必要があります。

第4に、国会議員に多くの消費者が関心を持ってもらっていることを実感してもらうには、**WEB** やハイブリッドで行うシンポジウムや勉強会にも一部でも参加してもらう工夫が必要です。

消費者契約法は、引き続きその本来の役割を果たすために検討をして改正をしていく必要があります。立法運動についても、まだまだ改善すべきところが多くあると思います。皆さんと議論しながら、真に消費者のための法律にしていきたいと思います。

(2022年6月)